～自立支援サービス～

①自立訓練

２年を限度に、日常生活能力の向向上、地域生活を営む能力の向上を図る訓練や、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整の支援をおこないます。“学べる作業所”ともいえる事業です。

②就労移行

施設内や委託事業所等で訓練を受けて一般就労を目指す作業所です。サービス利用期間は２年が上限となっています。

③就労継続Ａ型（雇用型）

雇用契約によって働く作業所です。基本的には最低賃金が適用されます。一般就労に近い働き方ができる作業所で、圏域内では農事、飲食、食品製造等に取組んでいる作業所があります。

④就労継続Ｂ型（非雇用型）

障害の程度に応じた生産活動や就労の機会を提供する作業所です。活動内容は、食品加工やリサイクル、自主製品の製造販売等、各事業所により多様な仕事があります。

⑤生活介護

食事・入浴・排泄等の日常生活上の支援や、軽作業等生産活動や陶芸・歩行等、創作的活動に取組むサービスです。

⑥地域活動支援センター（田辺市・白浜町）

就労中や就労に向けた準備に入っている方の居場所として、または社会参加へのファーストステップを図るための場所として活動しています。